

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※＜ ＞は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>) ② 有期→無期：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ③ 無期→正規：1人当たり 28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>) ※ 正規には「多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：1人当たり 28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり 95,000円<12万円>（大企業も同様）、②③：47,500円<60,000円>（大企業も同様）加算 ※ 勤務地限定正社員、職務限定社員制度を新たに規定し、転換または直接雇用した場合、 ①③：1事業所当たり 95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>加算）
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練（Off-JT） ・有期実習型訓練（「ジョブカード」を活用したOff-JT+OJT）	Off-JT 賃金助成：1h当たり 760円<960円> (475円<600円>) 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 100時間未満の場合 10万円（7万円） (※)15万円（10万円） 100時間以上200時間未満の場合 20万円（15万円） (※)30万円（20万円） 200時間以上の場合 30万円（20万円） (※)50万円（30万円） ((※)の金額は、有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合) OJT 実施助成：1h当たり 760円<960円> (665円<840円>)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人：95,000円<12万> (71,250円<90,000円>) 4人～6人：19万<24万円> (14万2,500円<18万円>) 7人～10人：28万5,000円<36万円> (19万円<24万円>) 11人～100人：1人当たり 28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>) ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人：47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 4人～6人：95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>) 7人～10人：14万2,500円<18万円> (95,000円<12万円>) 11人～100人：1人当たり 14,250円<18,000円> (9,500円<12,000円>) ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) 加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり 38万円<48万円> (28万5,000円<36万円>)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満：19,000円<24,000円> (14,250円<18,000円>) 5%以上7%未満：38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 7%以上10%未満：47,500円<60,000円> (33,250円<42,000円>) 10%以上14%未満：76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 14%以上：95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険を適用した場合	1人当たり 19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>) ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満：38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>) 2時間以上3時間未満：76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>) 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円> (85,500円<10万8,000円>) 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円> (11万4,000円<14万4,000円>)

★ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

【お問合せ先】 〒680-8522 鳥取市富安2丁目 89-9

鳥取労働局職業安定部 職業安定課 TEL: 0857-29-1707 FAX: 0857-22-7717

業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号。）第4条の最低賃金をいう。）の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として交付するものです。

【支給要件】

- 1 日本国内に事業場を置く中小企業事業者であること
 - 2 雇入れ後6カ月経過している者のうち、事業場内で最も低い時間当たりの賃金（「事業場内最低賃金」という。以下同じ。）が1,000円未満であること
 - 3 事業場内最低賃金を申請コース区分で定める額以上引き上げること
 - 4 引上げ後の賃金額を事業場内最低賃金額として、就業規則等に規定すること
 - 5 生産性向上、労働能率増進に資する設備投資等を行い、その経費を支出すること
 - 6 交付要綱に定める期間内に労働者を解雇した、消費税及び法人税、所得税の未納などの不支給要件に該当しないこと
- ※ 過去に業務改善助成金を受給したことがある事業場であっても支給対象となります。

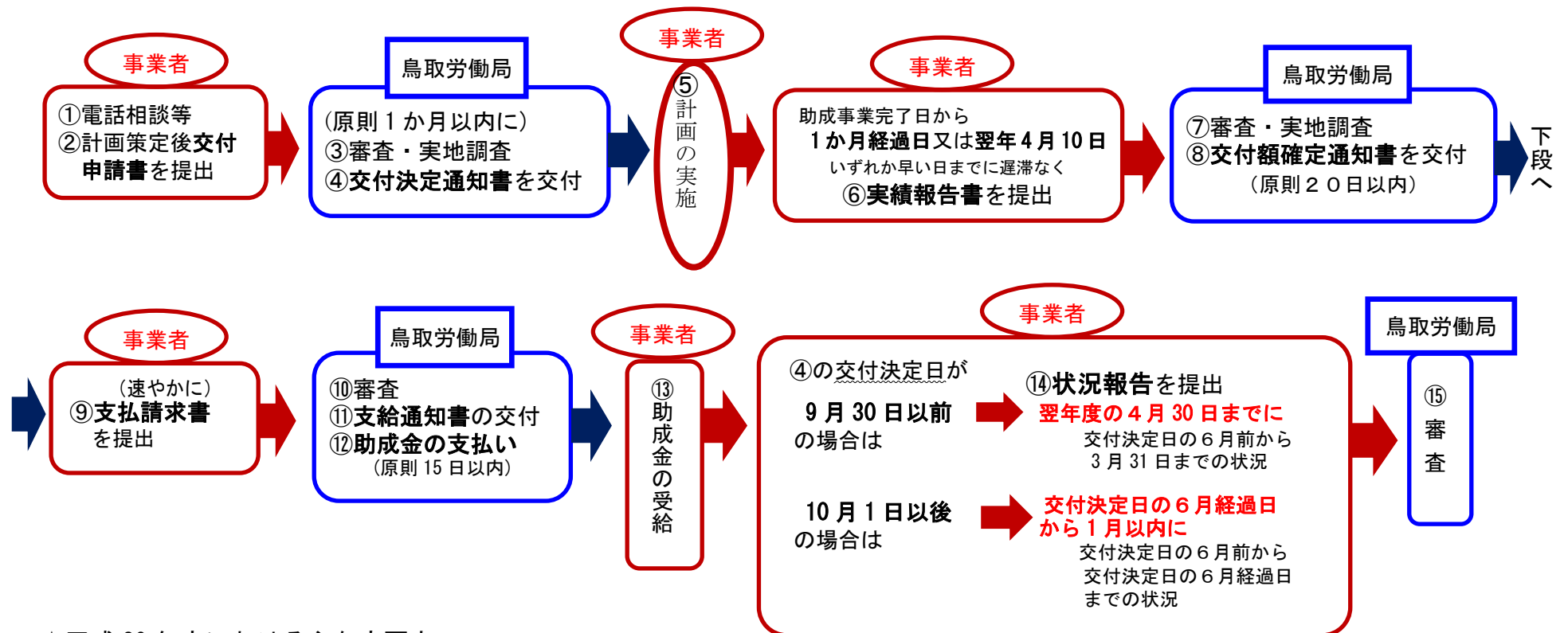
【助成額】

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7/10※ (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4※)	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上	※別途定める生産性要件を満たした場合は、3/4(4/5)	150万円
120円コース		120円以上		200万円

※ 生産性要件を満たした場合は、助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性指標」が、その3年前に比べて6%以上伸びていることを言います。なお、「生産性指標」は次の計算式で計算します。

$$\text{生産性指標} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{人件費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

【受給までの流れ】



★平成29年度における主な変更点

- ①60円コースに30円、40円、90円、120円コースを統合し、交付要綱、様式、交付要領を一本化
- ②助成率は一律7/10（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4）
- ③全てのコースに生産性要件を設定
- ④申請期限は「1月31日」

お問い合わせ・申請先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

鳥取県最低賃金総合相談支援センター（鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階） **TEL0800-200-0311**

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

鳥取労働局雇用環境・均等室（企画担当）（鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局2階） **TEL0857-29-1701**